



# 村からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311  
小石原庁舎 74 - 2311

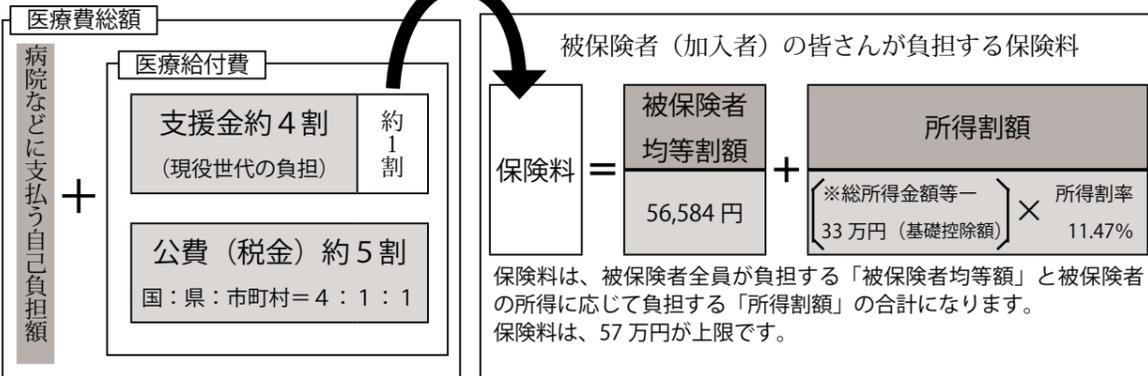
## 住民福祉課 ◆平成 26 年度 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成 25 年度中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。  
（注 1）「世帯」とは、平成 26 年度 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

被保険者（加入者）の皆さんへ

「平成 26 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月中にお届けします。

### ●保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなっており、平成 26 年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

### ■保険料の軽減について

#### ●均等割額の軽減

平成 26 年度では、平成 25 年度の保険料軽減措置（被保険者均等割額の 9 割・8.5（7）割（注 2）、5 割、2 割軽減）を継続しています。

（注 2）原則「7 割軽減」ですが特例措置により「8.5 割軽減」となっています。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額（年額） 平成 26 年度	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額（注 3）の合計額
9 割軽減	5,658 円	【33 万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）】
8.5(7) 割軽減	8,484 円	【33 万円（基礎控除額）】以下
5 割軽減	28,292 円	【33 万円（基礎控除額） + 24.5 万円×被保険者の数】以下
2 割軽減	45,267 円	【33 万円（基礎控除額） + 45 万円×被保険者数】以下

（注 3）軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15 万円」となるなど、例外があります。



### ●所得税額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は、所得割額が、5 割軽減となります。

### ●被用者保険（注 4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 9 割軽減となります。また所得割額はかかりません。

（注 4）被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

### ■保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、窓口へご相談ください。

### ■8 月から被保険者証が新しくなります。

現在の被保険者証は、平成 26 年 7 月 31 日までの有効期限となっています。

8 月 1 日から使用できる被保険者証（みず色）の有効期限は、平成 27 年 7 月 31 日までの 1 年間となっており、7 月下旬に役場から郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお取り受けいただくことがあります。

8 月 1 日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（みず色）を医療機関の門口に提示してください。

7 月 31 日までに新しい被保険者証（みず色）が届かない場合は、窓口へお問い合わせください。

### ■被保険者証の自己負担割合をご確認ください。

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1 割又は 3 割です。

毎年、前年中の所得をもとに、今年 8 月から翌年 7 月までの 1 年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常 1 割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の村民税の課税所得が 145 万円以上（※）である場合には、3 割となります。

ただし、村民税課税の所得が 145 万円以上（※）であっても、次の 1 又は 2 に該当する場合は、役場窓口へ申請すれば 1 割の自己負担割合となります。

- 1 同じ世帯の被保険者が 2 名以上の場合  
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満
- 2 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次のア又はイに該当）
  - ① 本人の収入が 383 万円未満
  - ② 本人と同じ世帯の 70 歳から 74 歳までの人の収入の合計金額が 520 万円未満

※村民税の課税所得が 145 万円以上であっても、前年の 12 月 31 日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16 歳未満は 1 人当たり 33 万円、16 歳以上 19 歳未満は 1 人当たり 12 万円をそれぞれ控除した後の額が、145 万円未満となる場合は、1 割の自己負担割合となります（この場合の申請は不要です）。

◀ 次ページ（P 8）へ続く ⇒

■限度額適用・標準負担額減額認定証が8月の更新となります。

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証と言います。）の有効期限は、平成26年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの方で、平成26年度の村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が村民税非課税である方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額証明証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額となり、入院時の食費・居住費の負担も軽減されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

お問い合わせは 東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74－2311）  
または 福岡県後期高齢者医療広域連合（電話：092－651－3111）まで

住民福祉課 ◆平成26年度介護保険料の決定通知書を送ります

～65歳以上の人に～

平成26年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。

保険料率は昨年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により9段階11区分の所得段階で計算していますが、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度の所得段階と変わることがあります。

【納付方法】

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月期～8月期（仮徴収期間）に天引きした保険料を差し引いた金額が、10月、12月、来年2月の各期に年金から天引きとなります。

また、納付書、口座振替等で納めている人は、8月期から来年3月期まで納めます。なお、年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、半年～1年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

\*口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用下さい。

\*災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは 東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74－2311）  
福岡県介護保険広域連合 事業課資格管理係（電話：092－643－7055）まで

企画振興課 ◆村づくりワークショップ参加者募集

むらづくり  
ワークショップ



東峰村では、今年度、今後10年のむらづくりの計画である“総合計画”の策定を行います。このため、村民の皆さんによる東峰村の将来を考える意見交換会（ワークショップ）を開催します。村民の皆さんが多数参加されますようお願いいたします。

- 1回目：東峰村で暮らしてみていること・問題点
- 2回目：将来の東峰村の姿、むらづくりの方向
- 3回目：今後の取り組み

開催時期：8月～10月の中で3回  
（午後7時～9時30分）  
場所：小石原庁舎又は宝珠山庁舎

参加申し込み方法：別紙の「ワークショップ申し込み用紙」に記入いただいて、各庁舎の窓口にご提出ください。

お問い合わせは 東峰村役場小石原庁舎 企画振興課（電話：74－2311）まで

企画振興課 ◆東峰村商工会プレミアム付商品券発行のお知らせ（2回目）

- 発行日：8月1日（金）～12月31日（水）※完売をもって終了します。
- 有効期限：8月1日（金）～12月31日（水）まで
- 発行総数：2,000万円（プレミアム分10%付）販売
- 発行内容：1セット10,000円販売（バラ売りなし）【額面1,000円×11枚＝11,000円分】
- 購入限度額：村内の方…お一人様20万円まで、村外の方…お一人様5万円まで
- 商品販売所：村内の方…東峰村商工会小石原事務所・JA宝珠山支店（2ヶ所のみ販売）  
村外の方…道の駅小石原（1ヶ所のみで販売）

※発行総額及び内容、限度額につきましては、4月と変更ありません。

お問い合わせは 東峰村商工会（電話：74－2121）まで



## ◆国民年金免除制度について



### 保険料免除制度・一部納付（免除）制度、若年者（30歳未満）納付猶予制度

- 経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除と一部納付制度に分かれますので窓口でご相談ください。
- 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。  
※平成26年4月の制度改正により、申請月の2年1ヶ月前まで遡及して申請免除の手続きが可能になりました。

### 全額免除制度

◎保険料の全額（平成26年度・月額15,250円）が免除になります

全額免除された期間は保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2（平成21年3月までの免除期間は1/3）として計算されます。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成25年7月から平成26年6月分の申請については前々年（平成24年）の所得で審査を行います。

#### 全額免除となる所得の“めやす”

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
 $35 \text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 22 \text{万円 (所得控除加算)}$

### 一部納付（一部免除）制度

◎保険料の一部納付、残りの保険料は免除になります

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,810円）→年金額5/8（←平成21年3月以前は1/2）
- 2分の1納付（保険料額 7,630円）→年金額6/8（←平成21年3月以前は2/3）
- 4分の3納付（保険料額 11,440円）→年金額7/8（←平成21年3月以前は5/6）

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成25年7月～平成26年6月分の申請については、前々年（平成24年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 一部納付となる所得の“めやす”

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 2分の1納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

### 若年者納付猶予制度

◎申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

#### 本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です（申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります）。

所得基準は、全額免除と同じです。

※（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

Point2

#### 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

⇒ 納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

#### 猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、次ページ記載の保険料の追納（後払い）をご利用ください。

### 免除手続き（申請）について

◎東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。

■受付期間 平成26年7月に免除申請書を受付けする場合、最大で下記①～④の受付が可能になりました。

- ①平成23年免除・・・平成24年6月分（審査：平成22年所得）
- ②平成24年免除・・・平成24年7月～平成25年6月分（審査：平成23年所得）
- ③平成25年免除・・・平成25年7月～平成26年6月分（審査：平成24年所得）
- ④平成26年免除・・・平成26年7月～平成27年6月分（審査：平成25年所得）

■必要なもの 印鑑 年金手帳 失業した場合は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証  
前年（またはそれ以前）所得を証明する書類  
（前年またはそれ以前の1月1日時点で東峰村に住所がなかった場合）

※国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除と若年者納付猶予の承認を受けられた方が（一部納付の方は除く）、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請を希望される場合には、申請書の所定の欄に「○」印を付すことにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されます。

次ページへ続きます⇒

※ 失業者もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※ 所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所長に提出することに同意したことになります。通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日(※)時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年(またはそれ以前)の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年(またはそれ以前)の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※ 申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

※ 免除等のサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです(すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため)。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いします。

※ 申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月までの期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サイクル分)についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

### 保険料の追納について

○ 保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

○ 上記の期間は、10年以内(例えば、平成24年4月分は平成34年4月末まで)であれば、さかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができるようになっています。(追納といえます。)

○ 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額(平成24年3月分以前)に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

○ なお、平成26年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下の表のとおりとなります。

#### 免除等の承認を受けた年度の保険料を平成26年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	(当時の月額)
平成16年度の月分	14,750円	—	7,370円	—	(13,300円)
平成17年度の月分	14,790円	—	7,390円	—	(13,580円)

平成18年度の月分	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円	(14,100円)
平成20年度の月分	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円	(14,410円)
平成21年度の月分	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円	(14,660円)
平成22年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円	(15,100円)
平成23年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円	(15,020円)
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円	(14,980円)
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	(15,040円)

※ 保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

追納加算額は  
ありません

### 後納制度について

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるため、法改正により、平成24年10月1日～平成27年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料の納めることができる期間が過去10年以内の未納期間になりました。

具体的には、平成16年4月分以降の納められなかった保険料を納めることができます。

過去3年度以前の後納保険料については、当時の保険料額(平成24年3月分以前)に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

過去10年以内の未納保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

(注) ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意ください。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

次ページへ続きます⇒

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！！

0570-011-050

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6731-2015 (一般電話)

<受付時間> 月～金曜日 8:30 ~ 17:15  
ただし、月曜日 19:00まで延長(月曜日が休日の場合は火曜日)  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00  
(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

免除の申請及びお問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口 (電話:72-2311) まで

## 人の動き

東峰村(平成26年6月末現在)		前月比	あさくら地域(平成26年6月末現在)		前月比
人口	2,364	▲4	人口	88,297	▲17
男	1,078	▲2	男	41,710	▲22
女	1,286	▲2	女	46,587	5
世帯数	909	▲1	世帯数	32,200	19

**今月の納税**

- 税目 固定資産税(2期) 国民健康保険(1期)
- 納期限 7月31日(木)
- 口座振替日 7月25日(金)

**東峰村ごみ収集量** (平成26年6月分) (kg)

種別	当月分	前月分	増減
過燃ごみ	33,860	39,480	▲5,620
資源ごみ	4,070	6,690	▲2,620
粗大ごみ	2,630	1,550	1,080
合計	40,560	47,720	▲7,160



### 試験 平成26年度第2回 福岡県警察官採用試験

福岡県警察では、平成26年度第2回採用試験で警察官216人を募集します。

■試験種類・区分及び採用予定数

- ①警察官A[第2回男性]～大学卒業程度 87人
- ②警察官A[第2回女性]～大学卒業程度 10人
- ③警察官A[第2回武道指導]～大学卒業程度 2名
- ④警察官B[男性]～高校卒業程度 103人
- ⑤警察官B[女性]～高校卒業程度 14人

■受付期間:8月11日(月)～9月1日(月)

■第1次試験:9月21日(日)

受験資格等詳しくは、福岡県警察本部警務課採用センターまたは朝倉警察署総務課までお問い合わせください。

受検案内、パンフレットは朝倉警察署または各交番、駐在所で配布中です。

■問合せ先:福岡県警察本部警務課採用センター  
電話 092-622-0700

県警HP <http://www.police.pref.fukuoka.jp>  
朝倉警察署 電話 22-0110

### 平成26年度刑務官採用試験

■受験資格

- ①刑務A、刑務A(武道)、刑務B、刑務B(武道)  
昭和60年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- ②刑務A(社会人)、刑務B(社会人)  
昭和49年4月2日～昭和60年4月1日生まれの者

■第1次試験:9月21日(日)

■受付期間:インターネット申込

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

7月22日(火)9:00～31日(月)【受信有効】

※インターネット申込が出来ない環境にある場合は郵送又は持参による申込(受付期間:7月22日(火)～7月25日(金)【通信日付印有効】)。詳しくは問合せ先まで。

■問合せ先:福岡刑務所庶務課人事係  
〒811-2126  
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1  
電話 092-932-0395 (内線1105)

### 平成26年度福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

■受験資格:昭和30年4月2日以降に生れた者で、民間企業等における職務経験5年以上を有する者。

■第1次試験日:8月24日(日)

■受付期間:7月14日(月)～7月25日(金)  
【インターネットでの受付期間  
7月14日～7月22日(火)】

■試験区分及び採用予定数:行政 10人程度

■試験地:福岡県・東京都

■問合せ先:福岡県人事委員会事務局任用課  
電話 092-643-3956

URL:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>

### 福岡県町村会等職員採用試験

■第1次試験:9月21日(日)

■第2次試験:10月下旬～11月上旬予定

■受付期間:7月28日(月)～8月15日(金)

■採用予定人数  
行政事務(大学卒業程度)2人程度

■受験資格

昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

■申込・問合せ先:福岡県町村会総務課  
電話 092-651-1121

### 募集 福岡県立久留米高等技術専門校の訓練生募集

■訓練科名:介護サービス科(後期)

■応募定員:30名

■応募期間:6月18日(水)～8月6日(水)

■選考日:8月20日(水)

■応募資格

- ・離転職者等(新規学卒者は除く)
- ・介護に関する職業に就くことを希望される方
- ・看護師、介護福祉士等の関係免許・資格を有す